

香川県保険者協議会設置運営規程

(設置)

第1条 香川県内の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第2項に規定する保険者及び都道府県後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）は、高齢者の医療の確保に関する法律第157条の2第1項の規定に基づき、共同して、香川県保険者協議会を設置する。

(目的)

第2条 香川県保険者協議会は、香川県内の保険者において、その加入者の高齢期における健康の保持のために必要な事業の推進並びに高齢者医療制度の円滑な運営及び当該運営への協力を行うことを目的とする。

2 香川県保険者協議会は、前項のほか、香川県保健医療計画及び香川県医療費適正化計画の策定又は変更について、意見を述べることを目的とする。

(事業)

第3条 香川県保険者協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営等に関する保険者その他の関係者間の連絡調整
- (2) 保険者に対する必要な助言又は援助
- (3) 医療に要する費用等に関する情報についての調査及び分析
- (4) 香川県保健医療計画の策定及び変更に対する意見の提出
- (5) 香川県医療費適正化計画の策定及び変更に対する意見の提出
- (6) 香川県医療費適正化計画の作成及び同計画に基づく施策の実施に関する香川県からの協力要請に基づく保険者との調整
- (7) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項

(構成)

第4条 香川県保険者協議会は、次の各号に掲げる者を代表する者ごとに、それぞれ当該各号に定める数の委員により構成する。

- (1) 全国健康保険協会香川支部 4名
- (2) 香川県内の健康保険組合 3名
- (3) 香川県内の国民健康保険の保険者 4名
- (4) 香川県内の共済組合 4名
- (5) 香川県後期高齢者医療広域連合 1名

- (6) 健康保険組合連合会香川県支部 1名
 - (7) 香川県国民健康保険団体連合会 1名
 - (8) 香川県健康福祉部 1名
- 2 香川県保険者協議会は、第3条第4号に掲げる事項に関する協議を行う場合を除き、必要に応じて医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び栄養士会の関係者並びに学識経験者等の参画及び助言を求めることができる。

(委員)

第5条 前条第1項各号に掲げる者は、同項各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める数の委員を任命する。

- 2 委員の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する決算認定を行う会議の終結の日とする。但し、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長は、専門的な事項について審議するため必要があると認めるときは、前条第1項各号に掲げる者を代表する者のうちから、専門委員を任命することができる。
- 5 第2項の規定は、専門委員の任期について準用する。

(役員)

第6条 香川県保険者協議会に会長1名、副会長1名及び監事2名を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、香川県保険者協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。
- 4 監事は、会務を監査する。

(専門部会)

第7条 香川県保険者協議会に、第3条各号に掲げる事項について専門的な検討を行うため、専門部会を置く。

- 2 専門部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 前項の委員及び専門委員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

- (1) 全国健康保険協会香川支部を代表する者 4名
- (2) 香川県内の健康保険組合を代表する者 5名
- (3) 香川県内の国民健康保険の保険者を代表する者 6名
- (4) 香川県内の共済組合を代表する者 4名
- (5) 香川県後期高齢者医療広域連合を代表する者 2名

- (6) 健康保険組合連合会香川県支部を代表する者 1名
 - (7) 香川県国民健康保険団体連合会を代表する者 1名
 - (8) 香川県健康福祉部を代表する者 2名
- 4 前条（監事に関する規定を除く。）、次条及び第9条の規定は、専門部会について準用する。

（議事）

第8条 会議は、会長が招集する。

- 2 香川県保険者協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 香川県保険者協議会の議事は、委員のうち会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（議決）

第9条 香川県保険者協議会は、次の各号に掲げる事項について議決をすることができる。

- (1) この運営規程の策定及び変更に関すること。
 - (2) 第3条各号に掲げる事項に係る予算及び決算に関すること。
 - (3) 第3条各号に掲げる事項に係る事業計画に関すること。
 - (4) 第3条第4号に掲げる意見の提出に関すること。
- 2 第3条第4号に掲げる事項については、第4条第1項第8号に掲げる者は議決に加わることができない。
- 3 香川県内の保険者は、可能な範囲で、香川県保険者協議会が議決した事項に協力するよう努めなければならない。ただし、第4条第1項第8号に掲げる者にあつては、第3条第4号に掲げる事項については、この限りでない。

（費用の負担）

第10条 第3条各号に掲げる事項に係る事業に要する経費については、香川県保険者協議会を構成する保険者が、それぞれの予算の範囲内において応分に負担する。

（事務局）

第11条 香川県保険者協議会の事務を処理するため、香川県国民健康保険団体連合会内に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（その他）

第12条 この運営規程に定めるもののほか、香川県保険者協議会の運営その他庶務の分担に関する事項については、委員において協議する。

附 則

- 1 この運営規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この運営規程を一部改正し平成28年4月1日から施行する。
- 3 この運営規程を一部改正し平成29年2月28日から施行する。
- 4 第10条に定める経費については、国から助成を受けられる間については、当該助成額を控除して得た額とする。